

# 会 議 録

## 第 1 回宮古島市教育委員会（定例会・臨時会）

日 時	平成 2 8 年 4 月 7 日（木） 開会：午後 3 時 00 分 閉会：午後 3 時 38 分
場 所	城辺庁舎 2 階 インキュベート室
出席委員名	委員 佐和田 貴美子 委員 野原 敏之 委員 佐和田 勝彦 委員 池間 雅昭 教育長 宮國 博
欠席委員名	
説 明 員	
事 務 局 員	教育部長 仲宗根 均 生涯学習部長 上地 栄作 教育総務課長 上地 成人 総務係長 池村 達明
欠席事務局員	

議 案 等	件 名	結 果
議案第 1 号  その他	会議録署名委員の指名について	—
	教育長の職務代理者の指名について	—
	宮古島市立教育研所長の委嘱について	可 決
	平成 2 8 年度定期人事異動 市長部局等出向者一覧について	—

備 考		
-----	--	--

# 会 議 録

宮國教育長

4月1日より新教育委員会制度になりましたので、これからの会議は私のほうで主宰をしていきます。仕組みそのものは大きく変わるわけではございませんので、これまでどおり委員の皆さんにはしっかりと質問、議論していただきたいと思っております。宜しくお願いします。

本日より池間雅昭氏が新委員として会議に参加します。

宮國教育長

これより第1回教育委員会臨時会を開会いたします。

それでは議事日程に入ります。

日程第1会議録署名委員の指名についてです。

会議規則第27条第3項の規定により、会議録署名委員に、池間雅昭委員を指名します。

(異議なし)

宮國教育長

続きまして日程第2 教育長の職務代理者の指名についてです。

教育長職務代理者の指名については地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項に基づき、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときのために、教育長があらかじめその職務を行う者を指名するものであります。

任期は法律で定めがございませんので、教育長が新たに職務代理を指名するまでが任期となります。

具体的な事務執行、事務の決裁については、先の法律第25条第4項の規定に基づき事務局職員に委任し、又は代理させることも可能となっております。

教育総務課長

新教育長職務代理者については、新「教育委員会」制度の移行後は教育委員の中から選任することとなりました。それに伴い、教育長が欠けた場合において、これまでの事務局職員ではなく、指名された教育委員が教育長の職務を代理することとなります。

具体的には教育委員会議の議事進行や対外的な行事の参加はもちろんのことですが、事務執行についても代理者の職務になります。

しかしながら、教育委員は非常勤の職員でありますので日常的に

事務執行を行うことが非常に困難なことも想定されます。

職務代理者が行う職務のうち、具体的な事務の執行等、職務代理者が自ら事務局を指揮監督して事務執行を行うことが困難である場合は、法第25条第4項に基づき、事務局員へ委任させることが可能です。

宮古島市教育委員会事務決裁規程の第6条において教育長が不在の時は教育部長が代決できる規程がありますので、もし教育長が欠けた場合においては、この規程に従い、代決処理したいと考えております。

また、同規程の第7条において、代決の制限が設けられております。重要な事項、異例若しくは疑義のある事項または新たな事項は部長では代決できませんので、その部分については職務代理者が決裁するべきものとして整理したいと考えております。

宮國教育長

これまでの制度では教育長不在の場合は教育部長に委任していましたが、新制度では教育長不在の場合は職務代理者を指名しておいて代決処理をしていくという仕組みになっております。どういう場合に不在というのかは、例えば日本にいない、長期の入院で事務の遂行が不可能、等々の際に今の仕組みとなります。

実際に教育長に事故があった場合、または欠けた場合の事務執行については、職務代理者が非常勤であることに鑑み、事務を滞りなく行うためには、決裁事務は教育部長が代決し、第7条に規定する重要な事項等の決裁は職務代理者がすることではないかと思えます。

職務代理者の具体的な職務については、実際に職務を行うこととなった場合に、調整をするということによろしいでしょうか。

それでは、法第13条第2項に基づき指名いたします。私は佐和田貴美子委員に職務代理者をお願いしたいと思います。

(異議なし)

教育長職務代理者 佐和田貴美子

宮國教育長

続きまして日程第3 議案第1号 宮古島市立教育研究所長の委嘱について。

※議案第1号を読み上げて提案、説明。

宮國教育長

それでは議案第1号 宮古島市立教育研究所長の委嘱については、  
原案のとおり可決してよいですか。

(異議なし)

宮國教育長

議案第1号については、原案のとおり可決しました。  
次に日程第4その他 平成28年度定期人事異動 市長部局等出向  
者一覧について

教育総務課長

※平成28年度定期人事異動 市長部局等出向一覧にて説明。

宮國教育長

その他  
※別紙「教育委員会5つの課題（宮古島市教育委員会）」、「教育  
大綱、平成28年度主要施策」について

宮國教育長

それでは本日の日程はすべて終了しました。  
閉会します。お疲れ様でした。

教育長

 

署名委員

 